

坂出市通いの場（仲間づくり） MENU 表活用事業（講師派遣）

（目的）

地域の医療機関や介護事業所等が住民主体の通いの場へ参加する仕組みを構築することで、高齢者ができる限り要介護状態等になることなく健康で生き生きとした生活を送れるよう支援し、その生活の向上に寄与すること、地域における社会資源の普及啓発・活用を促進させることを目的とする。

（事業の内容）

医療機関または介護事業所等が無償で実施する健康教育事业情報を取りまとめ、市内の通いの場等に周知し地域の社会資源の活用を促す。

（掲載する医療機関または介護事業所等の要件）

掲載する医療機関または介護事業所等は、以下の要件を満たしていること。

- （１）坂出市通いの場（仲間づくり）MENU 表活用事業（講師派遣）登録書（様式１）を提出したもの
- （２）政治的、宗教または営利を目的とせず、講義は無償で行うことを承諾するもの

（講師）

講師は、医療機関または介護事業所等に所属し、高齢者の健康・介護・福祉等に関する専門的な知識を持つ、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、歯科衛生士、栄養士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護士、介護支援専門員等とする。

（講義内容）

以下の（１）～（４）のいずれかに該当する内容で、集団に対する健康教育を実施すること。

- （１）フレイル・介護予防（運動、栄養、口腔等）、認知症予防等に関すること
- （２）介護保険の申請、介護保険サービス、介護技術等に関すること
- （３）成年後見制度、日常生活自立支援事業、権利擁護等高齢者の福祉に関すること
- （４）その他高齢者の健康管理に関すること

（掲載内容の更新・修正）

MENU 表に掲載を希望する医療機関および介護事業所等は毎年 11 月末までに、登録書（様式 1）を市へ提出すること。

（日程調整）

講師派遣を希望する地域団体が直接講師の属する医療機関または介護事業所等に連絡し、講義内容・日時等の調整を行い、医療機関または介護事業所に対し、坂出市通いの場（仲間づくり）MENU 表活用事業（講師派遣）申込書（様式 3）を提出する。講師派遣の申し込み期日は実施予定日の 1 か月前までとする。

（実績の報告）

講師派遣を申し込んだ地域団体は実施 1 か月以内に坂出市通いの場（仲間づくり）MENU 表活用事業実施報告書（様式 2）を市へ提出すること。

(留意点)

(1) 参加者への個別的な配慮

参加者の体調や心身の状況等、必要に応じて個別的な配慮に基づく指導を行うこと。

(2) 安全管理及び緊急時の対応

実施に当たり、安全管理には十分配慮すること。

(3) 個人情報等の取り扱い

参加者の個人情報及びその他業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、公表してはならない。